

平成21年度

指導の重点

相楽東部広域連合教育委員会

相楽東部広域連合の教育方針

平成21年4月1日から、笠置町、和束町、南山城村および笠置町南山城村中学校組合の各教育委員会は相楽東部広域連合教育委員会として出発した。連合による教育は、社会教育施設の相互利用による住民の利便性の向上や、学校間交流による視野の拡大・相互の長所の活用による教育効果の向上等が期待されているところである。

このことを踏まえ、相楽東部広域連合の教育は、学習指導要領及び京都府指導の重点に示す趣旨に基づき、活力とうるおいのある未来を作るため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。

そのため、学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、基本的人権の尊重を基盤として、すべての教育活動を通して「生きる力」の育成に努めなければならない。

また、社会教育においては、生涯にわたる学習課題を明確にして学習機会の拡充を図り、住民の自主的・自発的な学習活動を推進しなければならない。

これらの教育の目標を達成するためには、3町村の教育の未来を展望し、豊かさに富むそれぞれの地域性を生かしながら、小中連携、学校間連携、学校と地域社会の連携を更に進めることにより、地域の実態に即した特色ある開かれた教育活動を展開することが必要である。

教育関係者は、これらの公教育に課せられた使命と責任を自覚して、不断の研鑽を積み、住民の信託と期待に応えなければならない。

平成21年度の努力点

小・中学校は、学習指導要領、京都府教育委員会並びに相楽東部広域連合教育委員会の「指導の重点」に示されている趣旨を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にした創意ある教育課程を編成し、日々の教育活動の充実を図る。また、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において質の高い学力を育成するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、健康や体力を育成するため、以下のことを重点課題とする。さらに、小・中学校の連携を図り、開かれた特色ある学校づくりに努める。

1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- (1) 小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努める。
- (2) 児童生徒の学習意欲を高め、知的活動やコミュニケーション活動の基盤である言語の力をはぐくむためすべての教科等における言語活動を充実させる。
- (3) 学習指導要領の趣旨に基づく教育活動を充実し、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導体制を工夫した授業改善を推進し、個性を伸ばす教育の充実に努める。
- (4) 家庭と連携して学習習慣の確立を図る。
- (5) 発達障害を含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進のため、個別の指導計画に基づく授業改善を図る。

2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- (1) 道徳教育の充実、「京の子ども 明日へのとびら」等の資料を適切に活用し、心の教育の充実を図る。
- (2) 「人権学習資料」等を活用して学習内容の工夫・改善を図るとともに、3町村の「人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、その中で、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組む。
- (3) 児童生徒が自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。特に、不登校やいじめの未然防止の取組を積極的に進めるとともに、生活習慣や情報モラルの指導を含めた規範意識の醸成に努める。
- (4) 地域体験活動やキャリア教育の充実を図る。
- (5) 児童生徒の健康で安全な生活を確保し、生命を大切にする心をはぐくむため、組織的・計画的に健康安全教育を推進する。学校給食をはじめ様々な体験を通して、「食」について必要な知識や選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間の育成に努める。

3 住民の信頼を高める学校づくり

- (1) 学校評価とともに学校評議員制度の活用を図り、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) 家庭・地域社会の教育機能を生かした教育の充実を図るため、学社連携を推進するとともに、あらゆる機会を通して保護者の願いを適切に受け止めることに努め、保護者の信頼に応える学校経営を進める。
- (3) 教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「『教師力』向上のための指針」の示す人材育成の方向性を踏まえ、教員一人一人の資質能力の向上を図る。

基礎・基本の徹底による学力の充実 ・向上と個性を伸ばす教育の推進

1 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、確かな学力、豊かな人間性、体力などの「生きる力」の育成に努める。

- (1) 小・中学校の伝統や校風を大切にし、地域や学校の実態を十分考慮した教育実践に努める。
- (2) 学習指導要領の趣旨と各学校の課題を明確にした教育目標の具現化を図るためにそれに即した教育課程を編成し、特色ある教育内容の創造に努める。
- (3) 教育課程の実施に当たっては、全体計画と年間指導計画の充実に努め、児童生徒に基礎的・基本的な内容を身に付けさせ、学力の充実・向上を図るとともに個性、能力の伸長に努める。
- (4) 地域の自然や人材などの資源を積極的に活用し、創意工夫を生かした積極的な取組を進め、内容の充実を図る。
- (5) 保護者・地域の人々への教育実践に係る情報の発信・提供に努め家庭及び地域社会から信頼される学校づくりに努める。

2 学習指導

個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用した課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

- (1) 児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、小・中学校の連携を密にして学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進め、授業改善を図る。
- (2) 指導目標を明確にし、質の高い学力を育成するため、指導方法や指導体制を工夫改善し、

個に応じた指導の充実に努める。

- (3) 児童生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童の学習意欲を喚起するとともにきめ細かな指導とその改善に生かす。
- (4) 「総合的な学習の時間」では、各教科で身に付けた知識や技能を相互に関連づけ、総合的に働くようにするとともに探求的な学習として充実を図る。
- (5) 教職員が連携して教育活動の中に読書活動を位置づけ、児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努める。さらに各町村の図書室と連携を図りながら学校図書館の機能の充実を図る。
- (6) 特別活動の指導にあたっては、望ましい集団活動や体験を通して心身ともに調和のとれた発達を図るとともに、ガイダンス機能を生かして自己を生かす能力の育成に努める。
- (7) 家庭と連携し、発達段階に応じ自ら学ぶ力を生かした学習習慣の定着と確立に努める。

3 進路指導

人間としての在り方生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒一人一人の目的意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く^{ひら}能力や態度を育成する。

- (1) 進路指導の年間計画に基づいて系統的な指導・援助に努める。
- (2) 進路相談を充実して児童生徒を多面的に理解し、より豊かに自己を生かす能力や態度の育成に努める。
- (3) 勤労体験や職場訪問など啓発的経験を充実させ、児童生徒一人一人の目的意識を高め組織的・系統的なキャリア教育を推進し、望ましい職業観や勤労観を身に付けさせる。
- (4) 学力の充実と児童生徒が自己の能力・適性・興味・関心などを的確に把握し、自己実現を図ることができるよう、小・中学校の連携を深めて組織的・計画的・継続的な進路指導を推進する。
- (5) キャリア教育に関する指導力を高めるための研修を充実する。

4 特別支援教育

発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進し、個性や能力の伸張に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

- (1) 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成し、自立し社会参加する資質や能力を育てる。
- (2) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解に努め、校内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に活用し、障害のある児童生徒を学校全体として組織的に支援する校内体制を充実する。
- (3) 個別の指導計画を活用した指導、個別の教育支援計画の策定を図るとともに、個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善に努める。
- (4) 交流及び共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について理解と認識を深めるための啓発に努める。
- (5) 各学校をはじめ関係機関と連携協力し、相談を重視した就・修学の指導や進路指導の充実に努める。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1 道徳教育

生命を大切にする心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。

- (1) 道徳教育を推進する校内体制を整備し、全ての教職員が共同して道徳教育を展開する。さらに、道徳教育の全体計画や指導計画の改善・充実に努め、指導の徹底に努める。
- (2) 道徳の時間においては、「心のノート」「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとした効果的な資料の活用や体験的な活動を生かし、心情を豊かにし、判断力、実践意欲と態度の向上を図ることにより道徳的実践力の育成に努める。
- (3) 心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法などについて研修を深め、道徳教育の充実に努める。

努める。

- (4) 授業公開などを通して道德教育に対する保護者、地域社会の理解を深めるよう努める。
- (5) 学校、家庭や地域社会が一体となって児童生徒の道德性を育成し、道德的実践を促す環境づくりに努める。

2 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど一人一人を大切にした教育の推進を図る。

また、基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め合い尊重する態度や実践力を培う。

- (1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」・3町村の「人権教育・啓発推進計画」及び京都府教育委員会「指導の重点」を踏まえ、地域社会や学校の実態や課題を明確にした人権教育計画を策定し、自他の人権を守るための意識・意欲・態度・実践力を培うための教育の推進に努める。
- (2) 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点にたって、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。特に、課題の見られる児童生徒については、家庭との連携を強化し、個々の課題に即したきめ細かな指導を進める。
- (3) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権についての正しい理解や認識の基礎を培う。
- (4) 校種間の連携及び学校間の交流を強化するとともに、教育活動全体を通じた人権教育を推進することにより、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を育成する。
- (5) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、人権教育の推進者としての自覚を持って、研修を系統的、計画的に行うことにより、指導内容や指導方法を常に改善するとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって児童生徒を取り巻く「人権環境づくり」に努める。

3 生徒指導

人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通じて児童生徒の個性の伸張と社会的資質能力・態度の育成を図り、より良い人格の形成を促す。特に、人間としてよりよい生き方をめざし、自らの課題を解決しようと意欲的に実践していく力の育成を図る。

- (1) ガイダンスの機能の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題を解決するとともに、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。
- (2) 心のふれあいと深い信頼関係による人間関係に基づいた生徒指導を推進する。
- (3) 不登校について、教育相談機能を充実させ、組織的な対応を進め、未然防止と解決に向けた総合的な取組の充実を図る。
- (4) ネット上のいじめ等について、迅速かつ適切な対応を図るとともに情報モラルについて指導を進めるとともに、情報教育との関連からよりよく情報を活用できる能力を育てる。また、家庭・地域社会及び関係機関との連携を深め、児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。
- (5) 学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義と重要性について、学級活動や道徳の時間を活用し繰り返し指導を行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図る。
- (6) 児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

4 芸術文化・体育・スポーツ活動

明るく豊かで生きがいのある生活を営むため、生涯を通じて芸術文化・体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度、心情を育てる。

- (1) 創造性に富む豊かな人間性を育成するため、児童生徒の豊かな感性をはぐくみ、生涯を通じて芸術活動に親しむことができる態度・心情を育てる。
- (2) 身近にある地域の文化や文化財を教材として活用し、教育活動の中で伝統文化を学ぶ機会

を拡充し、我が国及び諸外国の文化や伝統を尊重する態度を育てる。

(3) 健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。

(4) 体育・スポーツ活動を教育活動全体を通じて適切に行い、積極的に体力・運動能力の向上を図るとともに、競技スポーツの充実に努める。

5 健康安全教育

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。

(1) 健康の保持増進に係る取組を推進するため、組織体制を整備し、現代的健康課題の対応を含む保健管理と保健教育を進める。

(2) 心身の成長発達に関して、適切に理解し行動することができるようにする指導に当たっては、教科等との関連を図りながら発達の段階を考慮して指導するとともに、家庭の理解を得ることに配慮する。

(3) 安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する安全管理と安全教育を進める。

(4) 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施する。

(5) 学校における食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導を行う。

(6) 生きた教材としての学校給食の充実を図るため、地場産物の活用等を推進する。また、「学校給食衛生管理基準」に照らして適切な衛生管理に努める。

(7) 健康安全教育の推進を図るため、家庭・地域社会等との連携を図る。

社会の変化に対応する教育の推進

1 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統等を尊重するとともに、諸外国の文化や伝統を理解し尊重する態度を育成し、異なる文化を持った人々と共生する資質やコミュニケーション能力を養う。

- (1) 各教科等における指導内容を踏まえ、年間指導計画に適切に位置付け、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 積極的に自分の考えなどを相手に伝わるように表現しようとしたり、相手の考えなどを理解しようとする態度を養い、外国の人々との基礎的なコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) を活用し、実践的な外国語教育の充実を図る。
- (4) 国際化が進展する中、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに諸外国の国旗と国歌も尊重する態度を育てる。

2 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

- (1) 各教科などの指導内容と環境教育との関連を明確にした年間指導計画に基づき総合的・系統的な指導に努める。
- (2) 地域の特色ある教材や人材の活用を図り、体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努

める。

- (3) 脱温暖化型社会と循環型社会づくりを目指し、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関の連携を図りそれぞれの教育機能を生かした環境教育の推進に努める。
- (4) 小学校社会科副読本「わたしたちのふるさと笠置町」「わたしたちの和束町」「わたしたちの南山城村」の活用を図る。
- (5) 郷土を理解し、緑豊かな自然を愛する情緒豊かな心情とよりよい環境づくりや環境の保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

3 情報教育

児童生徒の発達段階に応じて、情報を主体的に選択し活用できる能力の育成に努める。

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を用いた問題解決能力等を育成するなど、教育活動全体を通じて情報活用能力の育成が図れるように、年間指導計画に基づき総合的・計画的な指導に努める。
- (2) 個人情報の取扱い、著作権などについて配慮するとともに、特に、情報の価値についての認識を高めるとともに学校全体で体系的な情報モラルの指導に取り組む。

教 職 員 の 資 質 能 力 の 向 上

1 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守り、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意し、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、住民の信託と期待に応えなければならない。

- (1) 人間の成長や発達についての深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、様々な活動などを通して広く社会と関わり、幅広

い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするよう努める。

- (2) 社会の変化と時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努め、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるよう努める。
- (3) 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員評価制度の活用などを通して一人一人がその資質や能力の向上に努めるとともに、常に計画的・継続的な教育実践に取り組み、公教育を推進する。

2 教職員研修

教職員は、不断の研鑽^{けんさん}によって自己の人格の陶冶^{とうや}を図り、職務の遂行に当たっては、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

- (1) 学校の課題に基づく研修計画を策定して日々の教育実践に結びつく研修を充実し、研修成果の発表の機会を設け、学校の教育力の向上に努める。
- (2) 京都府総合教育センターが行う研修をはじめ各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、常に指導力の向上に努める。
- (3) 情報機器を効果的かつ安全に活用でき、危機回避能力を高める指導力量の向上に努める。
- (4) 公教育を進める研究会等は、教育委員会と密接な連携のもとにそれぞれの教育課題を踏まえた研究活動を推進する。

平成21年度の努力点

「社会教育」の理念（自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備、充実させる。）に基づき、家庭・地域・学校の他、様々な教育機関と連携し、人生の各年齢層に応じた多種多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、住民が生涯にわたって学び続けることができる環境の整備と充実に努める。

1 生涯学習社会の実現

- （1）社会教育委員会議をはじめとする関係組織及び関係団体の活性化に努め、生涯学習を推進する体制整備に努める。
- （2）社会の変化や住民の多様なニーズに対応するために、社会教育関係職員の専門性を高めるための研修の充実を図る。
- （3）学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置など、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興を図る。

2 人権教育の推進

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けての学習活動の充実を図る。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- （1）家庭における基本的な生活習慣の形成をはじめ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うため、子どもに読書習慣を身に付けさせるなどの学習活動の充実を図り、家庭の教育力の向上に努める。
- （2）放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校外活動の充実と、家庭・地域・学校の連携強化に努め、家庭教育への支援など地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努める。

4 文化・スポーツの振興

- （1）地域スポーツの振興と文化団体の育成や組織の充実を図る。
- （2）町内の歴史や文化を正しく理解し、継承・発展させる取組の充実に努める。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興

「生涯学習」の理念（各人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯を通じて行うもの）に基づき、生涯にわたり多様な学習活動を主体的に行えるよう、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

- (1) 生涯学習振興のための住民啓発と学習ニーズの把握に努める。
- (2) 関係施設の充実とそのネットワーク化を図るとともに他の行政機関などとの連携を図り広域的な体制づくりを推進する。
- (3) 主体的な学習を進めるための住民グループの組織づくりとその活動の支援に努める。
- (4) 社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成に努める。
- (5) 町営テレビなどの活用や、国や京都府の情報通信ネットワークシステムの最大限の活用を図る。
- (6) 情報の果たす役割や影響を理解し、情報モラルの確立のための学習活動や、情報活用能力を身に付ける I T 講習会をはじめとする学習機会の充実を図る。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

- (1) 我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動の充実を図る。
- (2) 環境問題や環境とのかかわりについての正しい認識を持ち、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材育成に向けた学習活動の充実に努める。
- (3) 男女共同参画について、男女共に正しい理解と認識を深めるための多様な学習活動の充実を

図る。

- (4) 高齢者がいきいきと生活するための多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。
- (5) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活が営める環境づくりに向けて、関係機関・団体との連携を図るとともに、学習機会の充実に努める。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

住民の生涯にわたる学習機会の拡充と地域コミュニティの形成を図るため、各団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、各団体の活性化と連携・協力を推進する。

- (1) 学習課題の設定や学習プログラムの編成ができる指導者を養成するための研修の充実に図る。
- (2) 社会教育関係団体が主体的に活動できるよう適切なアドバイスや情報提供に努める。
- (3) 国際理解・環境・情報など、現代的課題に対応できる組織や団体の育成に努める。

4 社会教育施設・設備の総合的な活用の促進

3 町村の社会教育施設・設備のそれぞれの特性を生かした総合的な活用の一層の促進を図る。

- (1) 3 町村の社会教育施設の機能の整備と、効果的な活動ができる要素の役割の明確化とネットワークづくりに努める。
- (2) 図書室を充実させるための計画策定と利用者の拡大を図る。
- (3) 住民の学習ニーズに応えるための視聴覚教材の整備・充実に努める。

人 権 教 育 の 推 進

1 一人一人の尊厳を大切にすると人権教育の推進

3 町村の「人権教育・啓発推進計画」に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、住民の人権意識の高揚を図り、正しい理解と認識を深める。

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生などの人権尊重の理念や同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての正しい認識を深め、積極的な人権教育・啓発に努める。
- (2) 人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できるよう地域の実情を踏まえた学習機会の充実を図るとともに、学習内容や方法などの工夫改善に努める。
- (3) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の養成と資質の向上に努める。
- (4) 学習活動を効果的に推進するため、学校及び関係機関、また、同和教育推進協議会などの団体とも連携した取組の推進に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、学校及び地域社会と連携した家庭教育の振興を図る。

- (1) 子どもの豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、学習する機会の拡充に努める。
- (2) 子どもの発達段階に適応した家庭教育に係る学習活動の推進と、親やこれに準ずる人の役割や協力についての理解の促進に努める。
- (3) 「京都府子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、図書室や図書室事業などの充実に努め、生涯に

わたる読書習慣が身につくよう、家庭における読書の重要性について理解の促進を図る。

- (4) 家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加の促進と、保育所・学校・地域社会及び、関係機関・団体との連携の強化に努める。
- (5) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てに関する交流や相談活動の推進及び、子育て支援情報の提供に努めるとともに、ボランティアグループの育成と指導者の育成を推進する。
- (6) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむための基本的な生活習慣の形成と重要性について理解の促進を図る。

2 地域社会の教育力の向上

地域の人々の力を結集して、地域での様々な体験や学習の機会拡充に努める。また、その活動を通して、青少年の健全育成に努めるとともに、地域の様々な人たちが絆を強め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

- (1) 総合型スポーツクラブ、青少年健全育成事業及び国や府のネットワークシステムを活用した学習機会の拡充と指導者の養成に努める。
- (2) 地域行事へのボランティア活動や自然体験活動などの充実に努める。
- (3) 子ども会をはじめとする子どもの体験活動への親や地域の人々、さらには高校生など若い世代の青少年育成事業への積極的な参加の奨励に努める。
- (4) 学校・PTAなど関係機関との連携強化及び育成委員会活動の活性化や民間組織との連携による社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。
- (5) あらゆる教育機能を効果的に活用し、子どもの安心・安全な場の整備に努める。
- (6) すべての子どもが様々な活動により主体的に参加できるように、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をし、リーダー養成に努める。

文化・スポーツの振興

1 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらし、心豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進と文化団体の育成に努める。

- (1) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域における多様な文化活動の促進を図る。
- (2) 住民の多様なニーズに応える文化活動の機会の提供や、その情報の提供に努める。
- (3) 住民の文化活動をより充実させるための指導者の養成とその確保に努める。(人材バンクの設置)
- (4) 3町村において、文化活動を行っている団体や個人が共同した取組ができるよう関係機関や指導者との連携に努める。
- (5) 国際理解のための学習活動や環境を生かした学習活動を推進し、新しい文化の創造に努める。
- (6) 現状における社会教育施設の教育的機能のネットワーク化と、設備の充実及び文化活動の活性化を図る。

2 文化財の保護と活用

文化財を大切に保護するとともに文化財を次代へ引き継ぐため、住民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る。

- (1) 郷土の歴史と文化についての理解を深めるための啓発に努めるとともに、地域の歴史や文化の特性を生かした資料の調査収集や展示、講習会など住民の生涯学習の充実に努める。
- (2) 文化財愛護の心を育て、次代へ引き継ぐための普及啓発に努める。
- (3) 地域にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者及び管理者、関係機関、団体との連携の強化に努める。

3 生涯スポーツの推進

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、健康で生き生きとした住民生活を実現するため、スポーツ・レクリエーション活動の実践及び、あらゆる機会を通じて生涯スポーツ社会の実現を目指す。

- (1) 住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」取り組むことができる生涯スポーツの推進に努める。
- (2) 住民がより主体的な活動を進めるためのスポーツクラブの育成や組織の充実を図る。
- (3) 住民のスポーツ活動をより充実させるための指導者の養成とその確保に努める。(人材バンクの設置及びボランティアリストの作成)
- (4) 学校施設などの開放を推進するなど、関連施設の有効な活用と整備充実に努める。
- (5) スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の定着と組織及び内容の充実に努めるとともに、拡充を図る。
- (6) 地域におけるスポーツイベントの活性化を図るとともに、スポーツを通じて地域住民の交流・親睦をもつことができる機会や内容の充実に努める。
- (7) 「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進し、スポーツに対する関わり方の拡大に努める。